

# 消 防 計 画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、事業所名における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は 事業所名 に勤務し、出入りする全ての者に適用する。

(管理権原者及び防火管理者の業務と権限)

第3条 管理権原者は、最終的な防火管理責任があることをこの計画の中で明確にし、次の業務を行う。

- (1) 管理権原者は 事業所名 の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。
  - (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場であり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
  - (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。
  - (4) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。
- 2 防火管理者は、この計画の作成及び実行についての全ての権限を持って、次の業務を行う。
- (1) 消防計画の作成(変更)
  - (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
  - (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督  
次の項目を実施し、不備欠陥箇所がある場合は改修促進を図る。
    - ア 建物
    - イ 防火設備
    - ウ 避難施設
    - エ 電気設備
    - オ 危険物施設
    - カ 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）
    - キ 消防用設備等・特殊消防用設備等
  - (4) 防火対象物の法定点検の立会い
  - (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
  - (6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
  - (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督

- (8) 収容人員の適正管理
- (9) 全従業員 に対する防災教育の実施
- (10) 防火管理業務従事者（火元責任者）に対する指導、監督
- (11) 管理権原者への提案や報告
- (12) 放火防止対策の推進
- (13) その他

（火元責任者の指定）

第4条 火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者の下に火元責任者を次のように定め任務分担を指定する。

火元責任者	担当場所	任 務
○○○○	○○○○○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吸がら及び火気使用設備器具の管理</li> <li>・倉庫等の施錠確認</li> <li>・電気設備器具の安全確認</li> <li>・消火器等の管理</li> <li>・避難経路の確保</li> <li>・地震時の出火防止</li> <li>・その他火災予防上必要な事項等</li> </ul>

（火災予防上の遵守事項）

第5条 火災予防のため全ての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前及び使用後には必ず点検し、安全を確認する。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓しておく。
- (3) 廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理、整頓又は除去を行う。
- (4) 灰皿、吸がらの後始末を完全にす。
- (5) 廊下、階段、通路、出入口等その他避難のために使用する施設には、避難の妨害となる設備を設け、又は物品を置かない。また、避難口等は、容易に解錠できるようにしておく。
- (6) 消防設備等の周囲には、装飾等をしないこと。
- (7) 火災を発見した場合は、消防機関（119）に通報するとともに防火管理者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。
- (8) 喫煙は、指定した場所で行う。
- (9) 特殊消防用設備等は、設備等設置等設置維持計画に基づき管理を行う。

（自主検査及び法定点検）

第6条 建物等の自主検査は、(1)に基づき別に定める自主検査台帳により実施する。

また、消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、(2)に基づき実施する。

(1) 建物等の自主検査

検査対象	検査実施日(年回)	検査員
建物	○月・○月	防火管理者名又は責任者名
火気使用設備器具	○月・○月	
消火設備	○月・○月	
警報設備	○月・○月	
避難設備	○月・○月	

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

点検対象	点検実施日		点検員
	機器点検	総合点検	
消防用設備等の名称	○月・○月	○月	<u>点検業者名</u> と点検保守契約を結び、点検、整備を実施する。
	月・月	月	
	月・月	月	
	月・月	月	
	月・月	月	

(結果の記録及び報告)

第7条 点検、検査の結果は、「防火対象物維持台帳」に記録しておくとともに消防用設備等の点検については、年○回、特殊消防用設備等は、設備等設置維持計画に定める期間ごとに消防長に報告する。また、不備欠かんを認めたときは、早急にその是正を図る。

(自主消防組織と任務分担)

第8条 事業所名の自衛消防組織として、防火管理者名又は責任者名を隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を編成する。

担当区分	氏名	任務
自衛消防隊長	○○○○	○ 隊員を指揮し、避難誘導及び火災の拡大防止に当たるとともに火災の状況及び逃げ遅れ者の有無等について、消防隊に報告すること。

通報連絡係	〇〇〇〇	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防機関への通報又はその確認を行うこと。</li> <li>○ あらゆるものを活用し、発生を知らせるとともに消防隊の誘導及び消防隊への情報の提供を行うこと。</li> </ul>
初期消火係	〇〇〇〇	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消火器等を用いて初期消火活動を行うこと。</li> </ul>
避難誘導係	〇〇〇〇	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常口を開放するとともに避難誘導に当たること。</li> <li>○ 避難終了後、人員を確認し、その結果を自衛消防隊長に連絡すること。</li> </ul>
応急救護係	〇〇〇〇	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとる。</li> <li>○ 負傷者の住所、氏名、搬送病院、電話番号、負傷程度等必要な事項を記録する。</li> </ul>

(休日、夜間の防火管理体制)

第9条 休日、夜間においては、在館者がいる場合と無人となる場合があるため、緊急連絡先を 防火管理者名又は責任者名 と定め、次のように任務を行う。

(1) 休日、夜間に在館者がいる場合

ア 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間の勤務者は、定期的に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

イ 休日、夜間における自衛消防活動

休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。

(ア) 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

(イ) 初期消火

全員が協力して、消防用設備等の名称 を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

(ウ) 避難誘導

工事、点検等のため入館者がいる場合は、消防用設備等の名称及び管内放送 を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

(エ) 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

(オ) その他

(2) 休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間において無人となる場合は、警備会社名又は当直者からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

(震災予防措置)

第 10 条 地震等の災害の発生を予防するため第 4 条から第 9 条に定めるほか、次のことを行うものとする。

- (1) 建物及び建物に付随する施設物（看板、窓枠等）の倒壊、転倒、落下等の防止措置
- (2) 火気使用設備器具等の転倒防止措置及び自動消火装置等の作動状況の検査
- (3) 危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止の措置

2 防火管理者及び各火元責任者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっても、地震後建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、その安全性を確認すること。

(地震時の活動)

第 11 条 地震時の活動は、第 8 条に準じて行うほか次によるものとする。

- (1) 防火管理者は、火元責任者等を指揮し、火気使用設備器具からの出火防止措置を行うこと。
- (2) 避難は、防災機関からの避難命令又は防火管理者の判断により開始する。
- (3) 避難場所は、○○○○○とし、集結場所は○○○○○とする。  
なお、誘導には防火管理者が当たる。

(防災教育及び訓練)

第 12 条 防火管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

区 分		実 施 月 日		備 考
基礎訓練 部分訓練	消火訓練	○月	○月	
	通報訓練	○月	○月	
	避難訓練	○月	○月	
総合訓練及び防災教育	○月	○月		
震 災 訓 練		上記の各種訓練に準じて行うほか、関係機関が行う訓練に積極的に参加する。		

2 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合には、「消防訓練計画通知書」により消防署へ通知するものとする。

附 則

この計画は、○年○月○日から施行する。

## 基本台帳 総括表

名 称	○○○○○○○				消防法施行 令別表用途	(○) 項	
所 在 地	東牟婁郡那智勝浦町大字○○○○○○○						
所有者等	住 所	○○○○○○○					
	氏 名	○○○○○					
緊急時の 連絡先	昼 間	①○○○○○TEL○○○○○○○			夜 間	①○○○○○TEL○○○○○○○	
		② TEL				② TEL	
		③ TEL				③ TEL	
防火 管理者	職 名	氏 名	選任年月日	消防署 届出済	資 格 取 得 状 況		
	○○	○○○○○	○年・○月・○日	新規・再 済・未	○年 ○月 ○日 ○号		
			・ ・	新規・再 済・未	年 月 日 号		
			・ ・	新規・再 済・未	年 月 日 号		
統括 防火 管理 者	協 議 会	協議会の名称		協議会の代表者		選任年月日	
		設立年月日 ・ ・		職名 氏名		・ ・	
				協議事項の届出		年 月 日	
統括 防火 管理 者	職 名	氏 名	選任年月日	消防署 届出済	資 格 取 得 状 況		
			・ ・	済・未	年 月 日 号		
			・ ・	済・未	年 月 日 号		
防 火 管 理 委 託 業 先	会 社 名				連絡先		
	所 在 地				TEL		
	委 託 方 式	1 常駐 3 遠隔移報	2 巡回 4 全部	業 務 内 容			

## 基本台帳 建物、消防用設備等の概要

棟 の 名 称		○○○○○	
建 物 の 概 要	構 造	○○造	
	建 築 年 月 日	○年○月○日	年 月 日
	階数（地上／地下）	地上○／地下○	地上 / 地下
	用 途	○○○○○	
	床 面 積 合 計	○○○○○㎡	㎡
	増築、改造等の履歴 <small>（増築等の内容を具体的に記録してください。）（大規模な増築等の場合には、変更後の棟の概要を別の「棟の名称」欄に記載してください。）</small>	○○○○○	
収 容 人 員	従 業 員（人）	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>昼間 ○○人</span> <span>夜間 ○○人</span> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>昼間</span> <span>夜間</span> </div>
	不特定者（人）	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>○○人</span> <span>○○人</span> </div>	人
設置の有無、概要等についての記録 設置有りの場合：○印			
消 火 防 用 設 備 等	消 火 設 備	消 火 器	
		屋 内 消 火 栓	
		スプリンクラー	
		そ の 他 の 特 殊 消 防 設 備	
	警 報 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	
		火 災 通 報 装 置	
		非 常 ベ ル ・ サ イ レ ン	
		非 常 放 送	
		そ の 他 の 警 報 設 備	
	避 難 設 備	避 難 器 具	
		誘 導 灯	
	消 防 隊 用 設 備	消 防 用 水	
		連 結 送 水 管	
		排 煙 設 備	
		そ の 他 の 設 備	
	備考		

## 基本台帳 各種設備、届出の概要

### 危険物、少量危険物、指定可燃物の概要

類、品名	数量	設置場所	許可、届出（※1） 年月日	定期点検日付 業者名	備 考
危険物取扱者 職、氏名		免状種類		選任届出の有無	

※1 許可施設：危険物製造所、貯蔵所、取扱所      届出施設：少量危険物取扱所

### 火気使用設備（※2）、その他の設備（※3）の概要

設 備 名	設置場所	許可、届出

※2 炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、サウナ設備、乾燥設備、ヒートポンプ冷暖房機、花火を生ずる設備、放電加工機

※3 急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備、変電設備、蓄電池設備、ネオン管灯設備及び液化石油ガス、圧縮アセチレンガスの貯蔵・取扱施設

### 防火管理者選任（解任）届出

内 容	届出年月日	内 容	届出年月日

### 消防計画作成（変更）届出書

内 容	届出年月日	内 容	届出年月日
作成			

### 条例等の各種届出

内 容	届出年月日	内 容	届出年月日